



京田辺市議会 B C P  
(業務継続計画)

平成 31 年(2019 年)1 月

京田辺市議会

---

## 目次

1. 業務継続計画（BCP）の目的	2
2. 災害時の議会及び議員の行動指針	
(1) 議会の役割	2
(2) 議員の役割	2
3. 災害時の市との連携・協力関係	2
4. 議会BCPの対応基準	3
5. 業務継続に係る体制及び活動基準	
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築	3
①議会及び議員の体制	3
②議会事務局職員の体制	6
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	8
①行動形態	9
②行動基準	10
③議員の参集方法など	11
(3) 議会審議を継続するための環境整備	13
①議場及び委員会室等	13
②通信機器設備	13
③情報管理システム	13
④備蓄品などの確保	13
6. 情報収集	14
7. 議会の防災計画と防災訓練	
(1) 京田辺市議会の防災計画	14
(2) 京田辺市議会の防災訓練	14
8. 業務継続計画（BCP）の運用	
議会BCPの見直し	15
9. 計画の体系図	
(1) 時系列にみる災害時の基本的行動パターン	15
(2) 京田辺市議会災害対策会議の対応（フロー）	17
10. 受援体制の検討	18
別紙様式1 議員安否確認表	19
別紙様式2 議員参集状況調書及び災害被害状況報告書	20
別紙様式3 議員の安否確認などのメール文例	21

## 1. 業務継続計画（BCP）の目的

大規模災害などの非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速で正確な意思決定が必要となる中、多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、自然災害など大規模災害等の緊急事態が発生した際に、京田辺市議会の迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応等について必要な事項を定めることにより、もって災害被害の拡大防止、並びに議会機能の早期回復とその維持を図ることを目的とした京田辺市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

## 2. 災害時の議会及び議員の行動指針

### （1）議会の役割

議会は、行政の議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などの審議において、執行機関の事務執行状況をチェック・評価し、また、市の重要な政策形成過程において住民の代表者として地域性や市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初期対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

### （2）議員の役割

議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その議会構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動に、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。議員は、こうした議決機関としての議会機能を維持し根幹的な役割を十分に認識すると同時に、地域の救援・救護活動などに従事する役割も担うものである。

## 3. 災害時の市との連携・協力関係

災害発生時には、京田辺市災害対策本部が災害対応活動に主体的に当たり、議会は、実際に主体的な役割を担うものではない。よって、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で様々な災害に対応することとなる。

特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要不可欠となる。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行使するためには、必要で正確な情報を迅速に早期収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力であたる必要がある。

#### 4. 議会BCPの対応基準

議会BCPの対象とする災害の種別と対応基準は、次のとおりとする。

京田辺市地域防災計画に基づく京田辺市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	対応基準
地震	1. 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 2. その他議長が必要と認めた場合
風水害	1. 京田辺市内において台風、暴風、豪雪、豪雨、洪水、土砂災害などで災害が発生した場合又は被害の拡大が予想される時 2. 市内・近隣市町で避難勧告・避難指示、孤立地域等・交通機関障害・生活基盤の被害が発生し、応急対応が必要なとき 3. その他議長が必要と認めた場合
その他	上記自然災害のほか、事件・事故による大規模災害、新型インフルエンザなどの感染症、原子力災害、大規模なテロ、弾道ミサイル攻撃などによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

#### 5. 業務継続に係る体制及び活動基準

##### (1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この業務継続体制は、議会と議会事務局の双方において、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

##### ①議会及び議員の体制

###### ア 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市対策本部が設置された後、速やかに京田辺市議会災害対策会議（以下「対策会議」とい

う。)の設置の可否を決定し、迅速な災害対応に当たるものとする。対策会議の構成は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、その他の議員で組織し、議会としての意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場としての役割は、次のとおりとする。

(対策会議)

役職	議長	副議長	議会運営委員会委員長 各常任委員会委員長（その他の議員）
対策会議	議長	副議長	委員長（委員）
主な任務	<p>◇対策会議の設置を決定し、会議の事務を統括する。</p> <p>◇市対策本部長と連携・協力し、災害対応にあたる。</p>	<p>◇議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>議長の指示のもと、次の任務に当たる。</p> <p>○対策会議の運営に関すること。</p> <p>○議員の安否に関すること。</p> <p>○議員の参集に関すること。</p> <p>○本会議、委員会の開催に関すること。</p> <p>○本会議、委員会の協議事項などに関すること。</p> <p>○災害情報の収集・公表に関すること。</p> <p>○市対策本部等との連携・協力に関すること。</p> <p>○その他、災害対策に必要とされること。</p>

災害種別	設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
<p>・地震</p> <p>・風水害</p> <p>・その他</p>	<p>◇市対策本部の設置後、速やかに議長が対策会議の設置の可否を決定し、市対策本部の解散をもって対策会議を解散するものとする。</p>	<p>◇本庁舎5階 全員協議会室（状況に応じて、議長が指定した場所）</p>	<p>◇議長等から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに対策会議等に参集する。</p>	<p>◇会議の進行は、議長が行う。</p> <p>◇協議事項は、その都度議長が決定する。</p>

## イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、活動にあたるものとする。

- (i) 議長からの議員の参集指示があるまでは、地域の一人として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- (ii) 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報等を収集する。
- (iii) 議長からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。

- (iv) 対策会議委員は、議長が対策会議を設置した場合は、上記業務にかかわらず対策会議の任務にあたる。

## ウ 災害発生時期に応じた議員の行動基準

### (i) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための措置をとる。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、議長から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

### (ii) 災害が時間外（夜間、土曜、日曜、祝・休日など）に発生した場合（議員が市内にいる状況）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。委員長は、議長に自身と委員の安否の報告を行うとともに、議長の指示により参集し対策会議の任務にあたる。委員は、委員長に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一市民として支援活動や災害情報の収集にあたるものとする。

### (iii) 災害が議員の市内不在時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。委員長は、議長に自身と委員の安否の報告を行うとともに、議長の指示により参集し対策会議の任務にあたる。委員は、委員長に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一市民として支援活動や災害情報の収集にあたるものとする。

## エ 対策会議などの指揮命令系統

対策会議においては、議長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。なお、対策会議の第一次招集は、対策会議議長（議長）、対策会議副議長（副議長）及び委員長（議会運営委員長・各常任委員会委員長）とし、第二次招集は、委員全員とする。

### (命令・指揮)

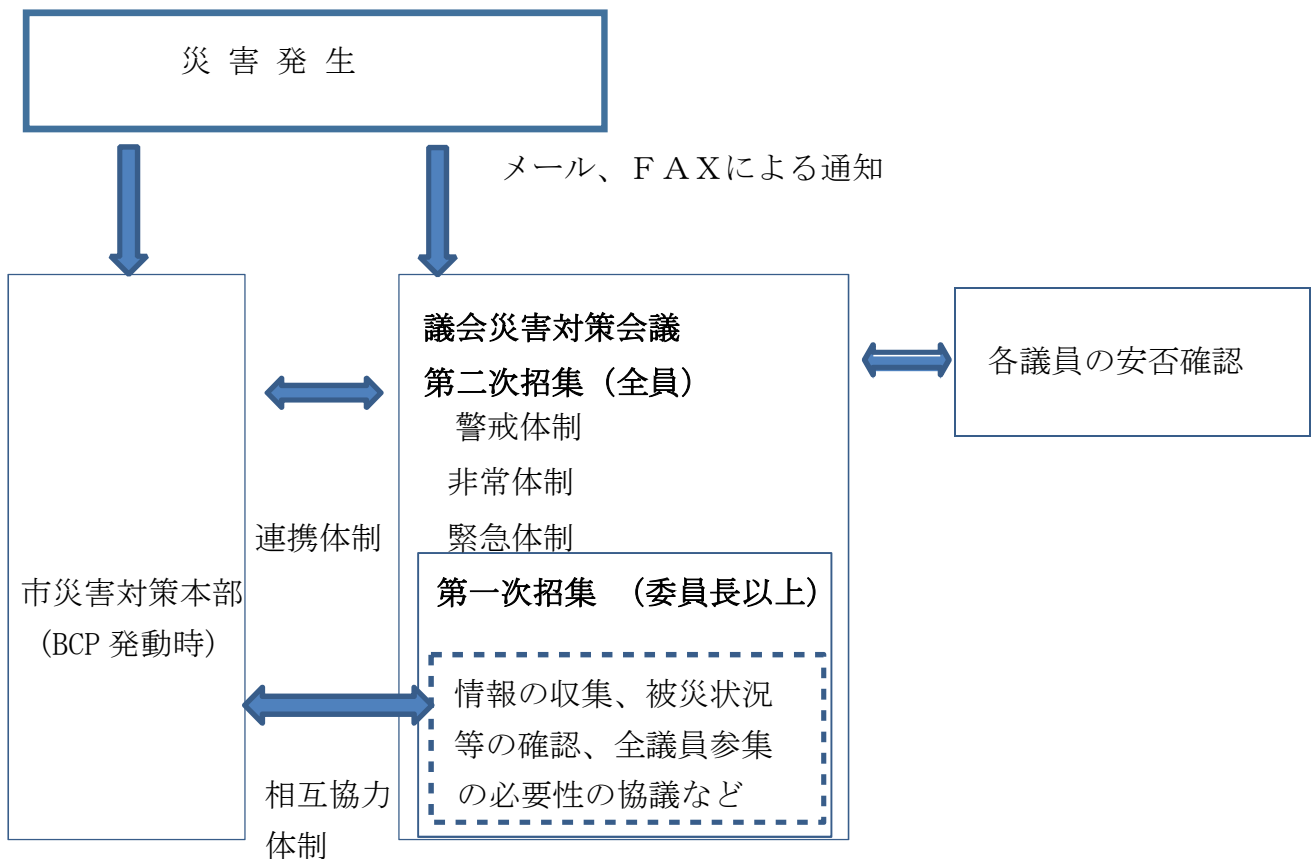
#### 【議長不在時の代理者】

・議長 ⇒ 副議長 ⇒ 議会運営委員会委員長 ⇒ 総務常任委員会委員長

#### 【委員長不在時の代理者】

・委員長 ⇒ 副委員長 ⇒ 年長議員

## 【災害時の議会体制のイメージ】



### ②議会事務局職員の体制

市において、市対策本部が設置された場合（BCP発動時）には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）にあたるものとする。なお、事務局職員体制が確保されない場合、議長の指名により指名を受けた議員がこの業務を行う。

#### ア 災害発生時期に応じた議会事務局職員の行動基準

##### (i) 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、非常時優先業務にあたる。

#### 【本会議又は委員会開催中】

本会議又は委員会開催中における非常時優先業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導にあたり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、議員安否確認表（別紙様式1）を活用するなど迅速に行う。

### 【休会又は閉会中】

休会又は閉会中における非常時優先業務は、来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、非常時優先業務を行う。

#### (ii) 災害が勤務時間外（(iii)を除く。）に発生した場合（平日夜間のケース）

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、災害時の配備基準に従い、速やかに指定された場所へ参集し非常時優先業務にあたる。配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡がとれる態勢を確保する。

#### (iii) 災害が休日（土曜、日曜、祝・休日）に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害時の配備基準に従い、速やかに指定された場所へ参集し非常時優先業務にあたる。配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡がとれる態勢を確保するとともに、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

## イ 議員への安否確認方法

#### (i) 議会事務局の固定電話・パソコンが使用できる場合

議会事務局の固定電話・パソコンから議員の固定電話・携帯・FAX・メール等により連絡する。

#### (ii) 議会事務局の固定電話・パソコンが使用できない場合

議会事務局職員の携帯やメールなどから議員の携帯メール・通話アプリ等により連絡する。WiFi環境が使用できる場所からの発信も想定する。

#### (iii) 議会事務局と議会事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

通信機器が全てダウンすることを想定し、衛星電話や災害用携帯電話、防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

## ウ 議員の安否確認事項

議員安否確認表（別紙様式1）に基づき次の内容を確認する。

- (i) 議員とその家族の安否状況
- (ii) 議員の所在地
- (iii) 議員の居宅の被害状況
- (iv) 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- (v) 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- (vi) 地域の被災状況
- (vii) その他



## (2) 行動時期に応じた活動内容の整理

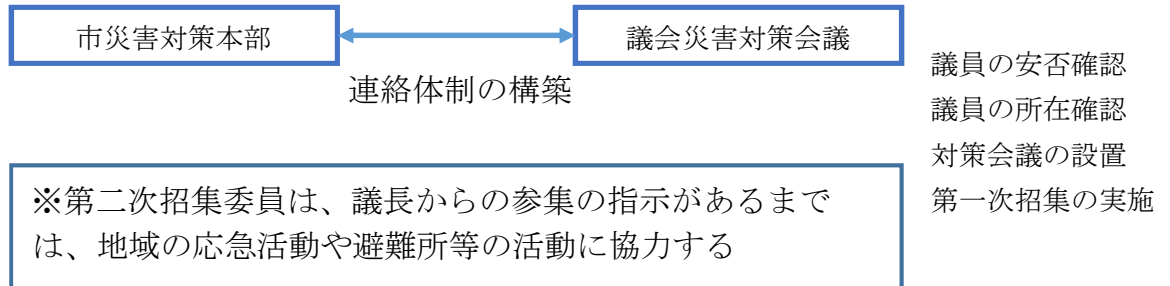
災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは必要不可欠であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理することは重要である。

なお、後期からの平常時に移行する段階では、災害の程度に応じて執行機関によって復興計画の策定が考えられるが、当該計画においては、より議会の責任を明確にするなどの検討が必要である。

## ①行動形態

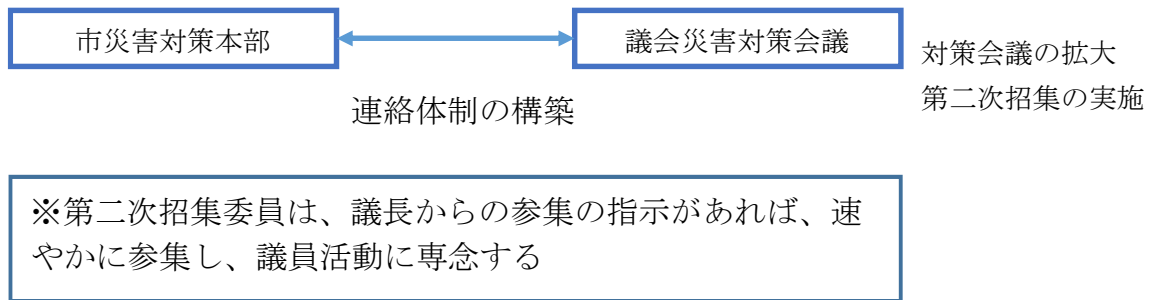
初動期（目安：発災後～3日）

対策会議の設置、安否確認の実施、情報の収集



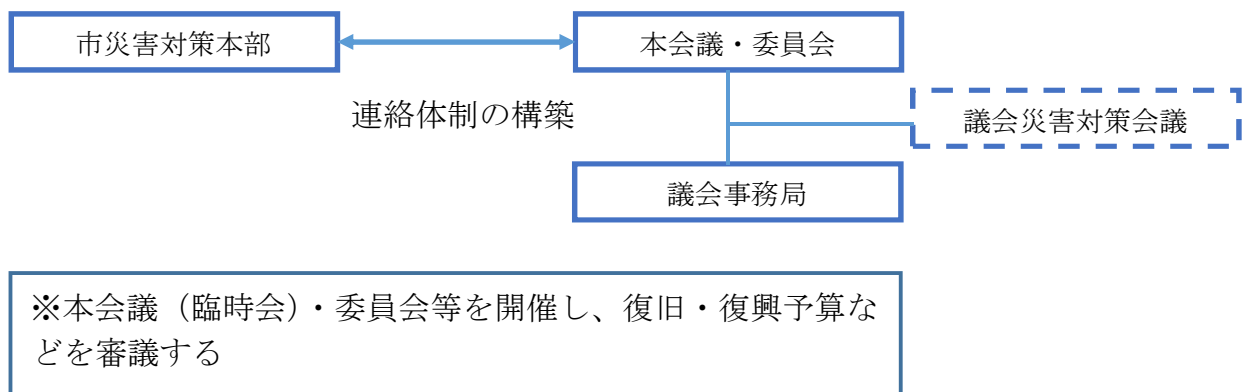
中期（目安：発災後3日～2週間）

災害情報の収集、把握、共有、発信



後期（目安：発災後2週間～1か月）

議会機能の早期復旧



終期（目安：1か月～）

常時の議会組織体制へ（復興計画などを議会として審議）

## ②行動基準

### 【地震の場合】

時 期	議会事務局職員の行動	議会災害対策会議の行動	議会・議員の行動
<b>【初動期】</b> 災害発生 直後  ～ 2 4 時間	<b>◇非常時優先業務従事</b> ◇自身の安全確保 ◇職員の安否確認 ◇災害情報の確認 ◇応召者は指定された 場所へ参集 ◇議会事務局の被災状 況の確認	◇議員の安否確認 ◇対策会議の設置 ◇第一次招集の実施 ◇対策会議の運営 ◇災害関係情報の収集 ◇市対策本部等との連携	◇自身と家族の安全確保 ◇議長・委員長に安否 の報告 ◇被災者の救出 ◇地域の応急活動 ◇委員長以上は対策会議 に参集
2 4 時間  ～  7 2 時間	<b>◇非常時優先業務従事</b> ◇職員の安否確認 ◇議場、委員会室など の被災状況の確認 ◇議場等の放送設備の 確認 ◇対策会議の補助 ◇災害関係情報の収 集・整理・発信	◇議員の安否などの情報 整理 ◇情報を収集し、全議員 招集（二次招集）の有 無を協議 ◇対策会議の運営 ◇市対策本部等との情報 の共有 ◇議会運営事項の協議	◇委員長以上は対策会議 に参集 ◇議長からの指示がある までは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救援、救助活 動、避難所運営などへ の協力 ◇議長からの指示に即応 できる態勢の確保
<b>【中期】</b> 3 日  ～  2 週間	<b>◇非常時優先業務従事</b> ◇災害関係情報の収 集・整理・発信 ◇議会再開に向けた 準備	◇対策会議（第二次招 集）し、災害情報等の 整理 ◇議会運営の再開準備 （開催場所、議案など の協議） ◇災害初動対応の進捗状 況の確認	◇議長からの指示に即応 できる態勢の確保 ◇地域での災害情報、意 見、要望などの収集 ◇地域での救援、救助活 動、避難所運営などへ の協力

【後期】 2週間  ～  1か月程度	◇対策会議の運営補助 ◇議会運営再開に向けた準備 ◇通常業務に移行準備	◇本会議、委員会の開催準備 ◇復旧・復興体制などの確認	◇議長からの指示により、議員活動に専念 ◇本会議、委員会の開催 ◇議決事件の審議・議決 ◇復旧活動に関する国・府への要望などの検討 ◇復興計画の審議 ◇通常の議会体制への移行準備
-----------------------------------	---	--------------------------------	--

### ③議員の参集方法など

議員は、議長から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を議長に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

#### 【議員参集基準】

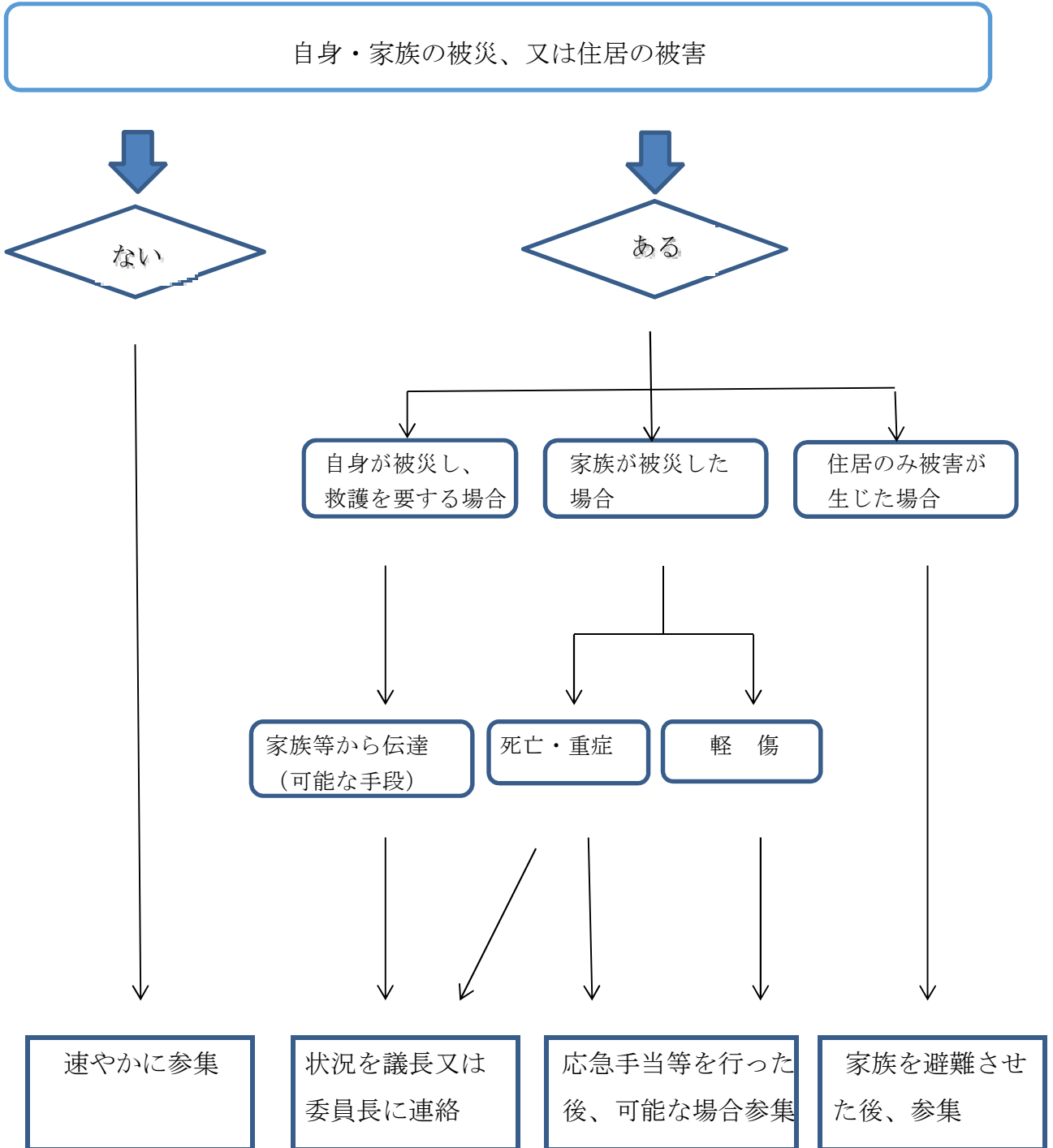
災害種別	参集方法 (手段)	参集場所	服装	携帯品
地震・風水害・ その他	◇公共交通機関や自動車等が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集	◇本庁舎が被災していない場合 ⇒全員協議会室 (本庁舎5階)  ◇本庁舎が被災した場合 ⇒①コミュニティホール前 ②JA京都やましろ農協2階	◇防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装  ◇冬季は防寒対策を行う	◇携帯電話、筆記用具、3日程度の食料、飲料水、軍手、マスク、着替えなど

※参集途上、被災者の救護・救命が必要となった場合には、当該救援活動を優先する。この場合、直ちに議長又は委員長に報告する。

※参集途上、参集に支障がない可能な範囲で災害情報を収集する。

【議員の参集フロー】

# 災害発生



### (3) 議会審議を継続するための環境整備

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

#### ①議場及び委員会室等

議場、委員会室、議会事務局等のある本庁舎は、昭和61年に建築され、新耐震基準を満たす建物となっているが、老朽化も懸念されることから大規模な地震においては、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が全て停止するおそれがある。

そのため、本庁舎が使用できなくなることを前提に、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要であるが、市対策本部が代替設置する場所等に合わせる。

#### ②通信機器設備

現在、議会事務局には、災害優先電話（衛星電話等）は配備されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時には、その利用の集中、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。

そのため、まずは議会にも災害時優先電話の配置等について、執行部関係部課と協議を進めるとともに、衛星電話や災害用携帯電話、防災無線などの配置も今後検討する必要がある。

#### ③情報管理システム

現在、議会の情報管理システムは、執行機関のネットワークシステムの中で管理をしている状況である。いずれも執行機関のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。

しかし、会議録検索システム、議会中継システム等については、議会独自のシステムであるため、業務委託会社との十分な調整により、被災後も継続稼働が可能なシステム管理及び運営が必要となってくる。

#### ④備蓄品などの確保

備蓄品については、最低限3日間の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考えとなっていることから、京田辺市では、市民を対象に3日分の食料が確保を進めている現状である。

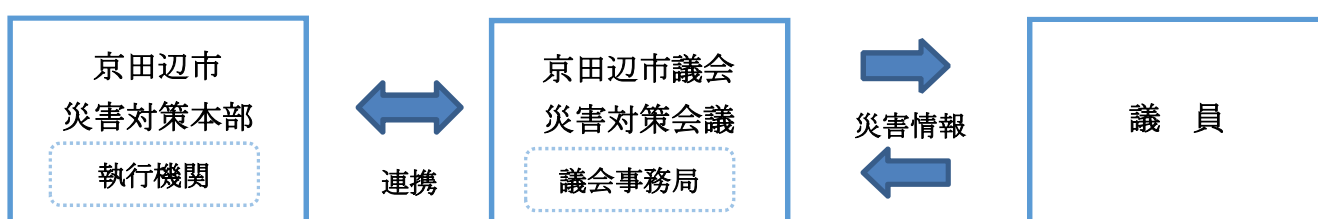
しかしながら、議会においても議員を対象とした食料などの備蓄品は確保されていない。災害によっては、議員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品（非常用食料・飲料水、簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品、防災キット）などを確保する必要がある。

## 6. 情報収集

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うにあたっては、必要な地域の災害情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害情報は、京田辺市地域防災計画に基づき市対策本部に主に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害情報が寄せられることで、執行機関側の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応にあたるためには、執行機関と議会との綿密な情報共有が必要である。

そのため、市対策本部と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



## 7. 議会の防災計画と防災訓練

### (1) 京田辺市議会の防災計画

京田辺市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として京田辺市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。

京田辺市議会では、議会における災害発生時の対応要領として、議会BCPを策定し、災害時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定める。

### (2) 京田辺市議会の防災訓練

京田辺市議会では、議会BCPの策定を踏まえ、災害発生時における議会と議会事務局の体制や行動基準、災害時非常時優先業務の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとするため、併せて、災害に対する危機意識を高める観点から、議員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）を定期的実施する必要がある。

## 8. 業務継続計画（BCP）の運用

### 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や今後行われる防災訓練などの実施などにより得られる情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要がある。また、防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを当該計画に反映させる必要があることから、必要の都度、議会BCPの適宜改正、見直しを行う。

議会BCPの見直しは、議会運営委員会を中心に行うものとする。

## 9. 計画の体系図

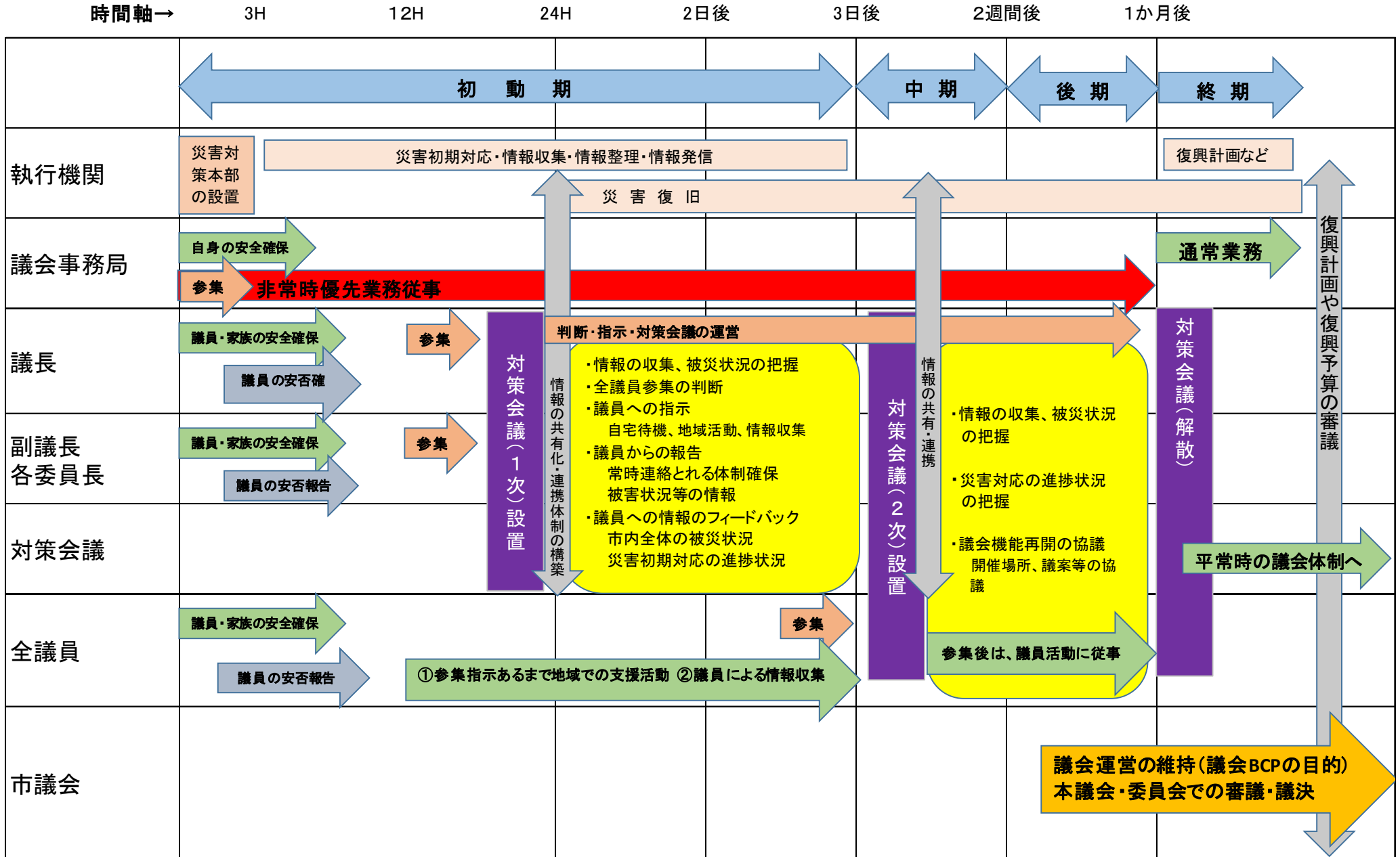
### (1) 時系列にみる災害時の基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害（地震）が休日・時間外に発生した場合を一つの基本的行動パターンとして整理する。

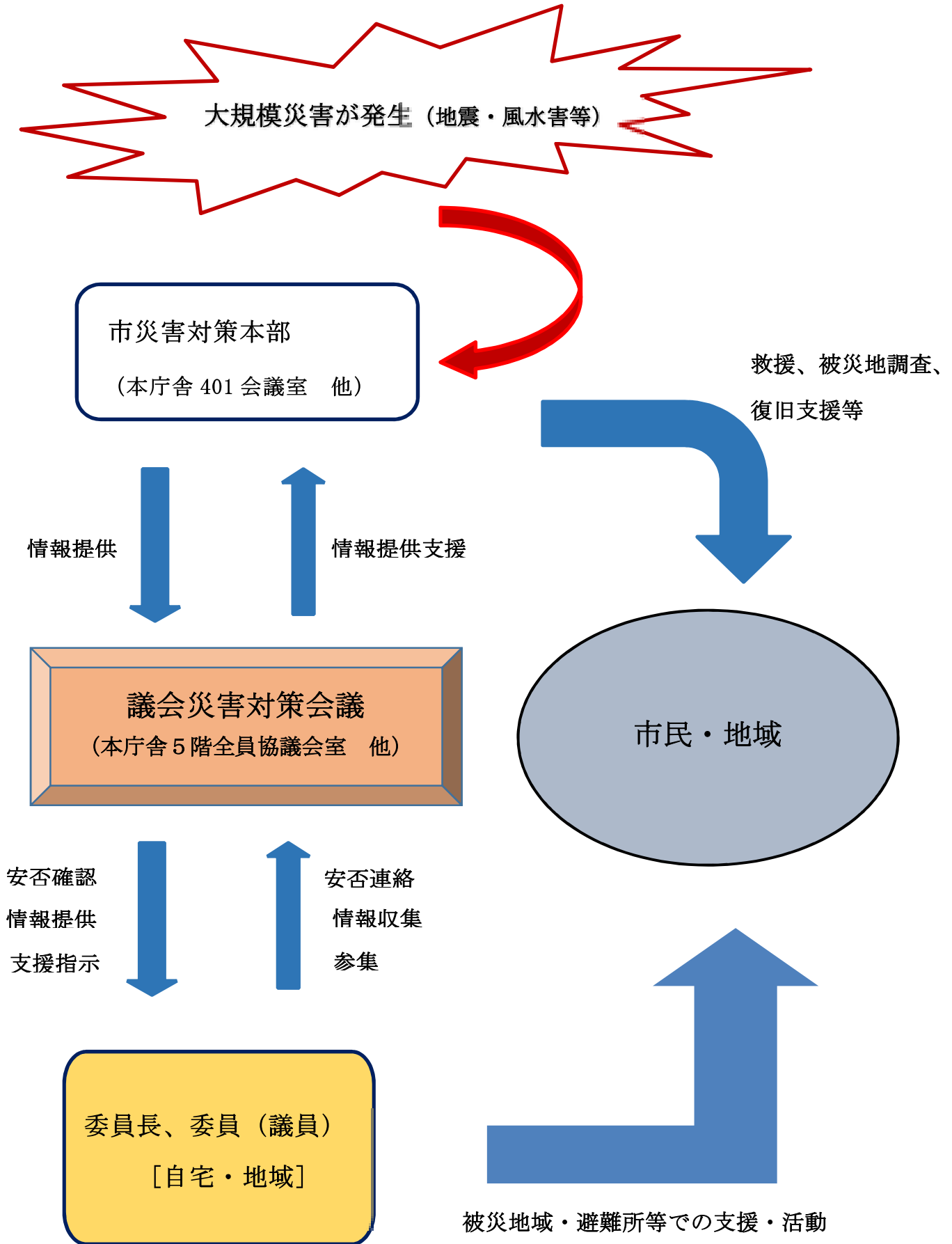
（資料参照）



◇時系列にみる災害時の基本的行動パターン(イメージ)



(2) 京田辺市議会災害対策会議の対応 (フロー)



## 10. 受援体制の検討

被災自治体において、自らの力での復旧・復興が望ましい形ではあるが、大規模災害で被災した自治体では、府県や全国レベルでの支援が行われている。

京田辺市でも、大規模災害により被災した場合、受援体制を構築することが想定されていることから、議会においても受援を受け入れるか、どの部分を補完するのかを今後検討していくことが必要である。

## 議員安否確認表（別紙様式1）

確認日時	月日	議員氏名	
	時間		
確認者名		議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他（ ）
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他（ ）
			無
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外（ ）	
	市外	⇒ 場所（ ）	
居室	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他（ ）	
		無	
参集	可 否	参集可能な時期	
連絡先	議員との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入		
地域の被災状況			
その他			

## 議員参集状況調書及び災害被害状況報告書（別紙様式2）

報告者 (議員)			
交通手段	徒歩・自転車・バイク	所要時間	
出発 場所・時刻		到着 場所・時刻	

### 【調査事項】

被害発生場所 (目標物)	覚知時刻	被害の状況

- ※ 本報告書は、議会災害対策会議への参集途上等に周囲の被害状況を調査し、後の応急対策・復旧活動に活用する。参集後、直ちに議会災害対策会議に提出。
- ※ 調査事項の内容は、①人的被害状況②家屋等の物的被害状況③火災等の発生状況④避難の状況⑤道路・橋梁・ライフライン（電気・水道・ガス・電話）の被害状況を記入する。

## 議員の安否確認などのメール文例（別紙様式3）

### 【ケース1】議長 ⇒ 全議員に送信（安否確認）

表題：安否確認（全議員）について

本文：議長の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・その他）が発生しました。

京田辺市議会BCP（業務継続計画）に基づき、各議員の安否確認を行います。ついては、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信してください。なお、返信時には、必ず最初に議員の名前を記入してください。

- ①自身と家族の被災の有無
- ②現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ③居宅の被害の有無
- ④地域の状況（特記すべき内容がある場合）

### 【ケース2】全議員 ⇒ 議長、委員長に送信（安否報告）

表題：〇〇議員の安否報告について

本文：〇〇議員です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・その他）が発生しました。京田辺市議会BCP（業務継続計画）に基づき、安否報告をします。

- ①自身と家族の被災の有無
- ②現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ③居宅の被害の有無
- ④地域の状況（特記すべき内容がある場合）

### 【ケース3】議長⇒ 副議長及び各委員長（議運・常任）に送信（1次招集）

表題：京田辺市議会災害対策会議（1次招集）の設置について

本文：議長の〇〇です。

〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・その他）のため、京田辺市災害対策本部が設置されました。

これにより、京田辺市議会BCP（業務継続計画）に基づき、京田辺市議会災害対策会議（1次招集）を設置しますので、議長、副議長及び（議運・常任）各委員長は、速やかに市役所5階全員協議会室（又は〇〇〇〇）に参集してください。

なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、服装携行品にもご留意ください。なお、返信時には、必ず最初に議員の名前を記入してください。

**【ケース4】議長 ⇒ 全議員に送信（2次招集）**

**表題：京田辺市議会災害対策会議（2次招集）の設置について**

**本文：議長の〇〇です。**

京田辺市議会BCP（業務継続計画）に基づき、京田辺市議会災害対策会議（2次招集）を設置しますので、全議員は、速やかに市役所5階全員協議会室（又は〇〇〇〇）に参集してください。

なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、服装携行品にもご留意ください。なお、返信時には、必ず最初に議員の名前を記入してください。

京田辺市議会 B C P（業務継続計画）

平成 31 年(2019 年)1 月

編集発行 京田辺市議会

京田辺市田辺 80 番地

TEL 0 7 7 4 ( 6 4 ) 1 3 8 0

E-mail:gikai@city.kyotanabe.lg.jp